

浄化槽をお持ちの皆様へ

浄化槽の適切な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つためには、適切な維持管理を行うことが大切です。浄化槽法では、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つの維持管理の実施が定められています。



浄化槽を車に例えると.....

定期点検

保守点検



清掃



法定検査



正常な浄化槽

1.保守点検

知事(甲府市内においては甲府市長)の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施してください。

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

浄化槽の種類ごとに定められた回数の保守点検が必要です。

◎おおむね年に3～4回：種類によって異なります。

2.清掃

市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施してください。

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引き抜き及び機器類の洗浄を行う作業です。

◎年1回(全ばっき方式の浄化槽ではおおむね6ヶ月に1回以上)

3.法定検査

(一社)山梨県浄化槽協会へ依頼して実施してください。

浄化槽の定期健康診断ともいわれ、浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか、また、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認する検査です。知事が指定した検査機関である(一社)山梨県浄化槽協会が年1回検査します。

法定検査は、保守点検や清掃と同様に、必ず行わなければなりません。

●検査の内容 法定検査(11条検査)では次の内容について調べます。

水質検査	放流水質の検査をします。検査項目は、BOD(10人槽以下の合併処理浄化槽)、水素イオン濃度、透視度、残留塩素濃度等です。
外観検査	機能、外観に異常がないかを調べます。検査項目は、設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、悪臭の発生状況、蚊・ハエ等の発生状況等です。
書類検査	保守点検・清掃の記録、前回検査の記録などをもとに保守点検・清掃が適正に実施されているかどうかを調べます。



●法定検査(11条検査・2回目以降の法定検査)の料金

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	301人槽～500人槽	13,500円
11人槽～50人槽	6,500円	501人槽～1000人槽	16,500円
51人槽～100人槽	8,500円	1001人槽以上	20,500円
101人槽～300人槽	10,500円		

* 浄化槽を使い始めて最初に受ける法定検査(7条検査)の料金は、検査の内容が異なるため、上記料金に追加4,000円となります。

●法定検査の依頼先

(一社)山梨県浄化槽協会(山梨県指定検査機関)
〒400-0054 甲府市西下条町965
電話 055-288-1132



イラストは「浄化槽の日」実行委員会作成の著作物です。

山梨県森林環境部大気水質保全課

所在地：甲府市丸の内1-6-1(山梨県庁) 電話：055-223-1511